

架橋高発泡ポリエチレンシートの製造販売業者に対する  
排除措置命令及び課徴金納付命令について

平成21年3月30日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、架橋高発泡ポリエチレンシート<sup>(注1)</sup>の製造販売業者に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を次のとおり行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

(注1) ポリエチレン樹脂、エチレン-酢酸ビニル共重合樹脂等のポリエチレン系樹脂を原材料とする発泡シートのうち、架橋処理を施し、高倍率で発泡させたものをいう。

1 違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者並びに課徴金額

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金納付命令
1	古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	代表取締役 吉田 政雄	○	7億9313万円
2	日立化成工業株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号	代表執行役 長瀬 寧次	○	1億6537万円
3	東レペフ加工品株式会社	滋賀県湖南市下田字桐山1916番地	代表取締役 佐藤 明人	○	1億585万円
4	東レ株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	代表取締役 榊原 定征	○	—
5	積水化学工業株式会社	大阪市北区西天満二丁目4番4号	代表取締役 大久保尚武	—	—
合 計				4社	10億6435万円

(注2) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の名あて人であることを示している。

(注3) 表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者であることを示している。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第二審査上席  
電話 03-3581-3384（直通）  
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

## 2 違反行為の概要

(1) 古河電気工業株式会社（以下「古河電気工業」という。）、日立化成工業株式会社（以下「日立化成工業」という。）、東レペフ加工品株式会社（以下「東レペフ加工品」という。）及び積水化学工業株式会社の4社（以下「4社」という。）並びに東レ株式会社（以下「東レ」という。）の5社（以下「5社」という。）は、架橋高発泡ポリエチレンシートの原材料であるポリエチレン系樹脂の価格が高騰したことから、遅くとも平成16年3月下旬までに

ア 4社が販売する架橋高発泡ポリエチレンシートについて、今後、原材料であるポリエチレン系樹脂の価格の上昇に対応して、需要者渡し価格の引上げを共同して行っていくこと

イ 当該需要者渡し価格の引上げに関する具体的な実施方法については、会合を開催するなどして話し合いにより決定すること

を合意することにより、公共の利益に反して、我が国における架橋高発泡ポリエチレンシートの販売分野における競争を実質的に制限していた。

(2) 5社は、前記(1)の合意に基づき、ポリエチレン系樹脂の価格の上昇に対応して、共同して、4社が販売する架橋高発泡ポリエチレンシートの需要者渡し価格を引き上げるため、次のとおり、5社又は4社が出席する会合を開催するなどして、累次、当該需要者渡し価格の引上げに関する具体的な実施方法を決定するとともに、4社は、当該決定に沿って、それぞれ需要者に対して申入れを行うなどして、架橋高発泡ポリエチレンシートの需要者渡し価格を引き上げていた。

ア 遅くとも平成16年3月下旬までに、架橋高発泡ポリエチレンシート（主として屋根の裏張りに用いられる製品（以下「屋根用途製品」という。）を除く。）について、同年4月以降、需要者渡し価格を現行価格から5パーセントを目途に引き上げることを決定した。

イ 遅くとも平成16年9月末までに、架橋高発泡ポリエチレンシートのうち屋根用途製品（主として耐火構造の屋根の裏張りに用いられるもの（以下「屋根用途耐火製品」という。）を除く。）について、同年10月以降、需要者渡し価格を現行価格から5パーセントを目途に引き上げることを決定した。

ウ 遅くとも平成17年2月中旬までに、同月下旬以降、架橋高発泡ポリエチレンシートのうち屋根用途製品について、需要者渡し価格を現行価格から5パーセントを目途に（屋根用途製品のうち屋根用途耐火製品については10パーセントを目途に）引き上げることを決定した。

エ 遅くとも平成17年6月上旬までに、架橋高発泡ポリエチレンシート（屋根用途製品を除く。）について、同月中旬以降、需要者渡し価格を現行価格から5パーセントを目途に引き上げることを決定した。

オ 遅くとも平成17年11月下旬までに、架橋高発泡ポリエチレンシートのう

ち屋根用途製品について、平成18年3月までに、値上げが十分に図られていない需要者等を対象に、需要者渡し価格を当該需要者等別に定めた目標価格に引き上げることを決定した。

カ 遅くとも平成18年9月下旬までに、架橋高発泡ポリエチレンシートのうち屋根用途製品について、同年10月以降、需要者渡し価格を現行価格から10パーセントを目途に引き上げることを決定した。

### 3 排除措置命令の概要

(1) 古河電気工業、日立化成工業、東レペフ加工品及び東レの4社（以下「名あて人4社」という。）は、それぞれ、

ア 前記2(1)の合意が消滅していることを確認すること

イ 今後、相互の間（東レペフ加工品と東レの間を除く。）において、又は他の事業者と共同して、架橋高発泡ポリエチレンシートの需要者渡し価格を決定せず、各社がそれぞれ自主的に決める旨

を、取締役会において決議しなければならない。

(2) 名あて人4社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く3社（東レペフ加工品及び東レにあっては、古河電気工業及び日立化成工業）に通知するとともに、自社（東レにあっては、東レペフ加工品）の架橋高発泡ポリエチレンシートの取引先販売業者及び需要者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 名あて人4社は、今後、それぞれ、相互の間（東レペフ加工品と東レの間を除く。）において、又は他の事業者と共同して、架橋高発泡ポリエチレンシートの需要者渡し価格を決定してはならない。

(4) 名あて人4社は、今後、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

ア 自社の従業員に対する、自社の商品の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の周知徹底

イ 架橋高発泡ポリエチレンシートの販売活動に関する独占禁止法の遵守についての、架橋高発泡ポリエチレンシートの営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

### 4 課徴金納付命令の概要

古河電気工業、日立化成工業及び東レペフ加工品は、平成21年7月1日までに、それぞれ前記1の表の「課徴金納付命令」欄記載の額（総額10億6435万円）を支払わなければならない。

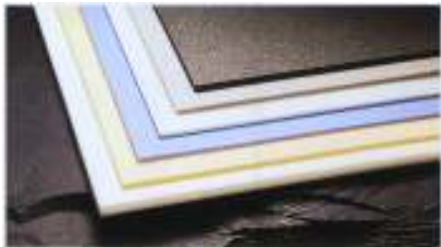
## 1 架橋高発泡ポリエチレンシートについて

架橋高発泡ポリエチレンシートとは、ポリエチレン樹脂，エチレン-酢酸ビニル共重合樹脂等のポリエチレン系樹脂と発泡剤等を混合して製造される発泡シートのうち，シートの強度，耐熱性を向上させるために，架橋処理（電子線照射処理又は化学薬品による化学的反応処理）を施し，高倍率で発泡させたものをいう。

架橋高発泡ポリエチレンシートは，断熱性，防水性等に優れているため，長尺屋根等の建築資材・土木資材，パイプカバー，冷蔵庫断熱材等の保温材・断熱材，水泳用ビート板，風呂マット等のスポーツ用品・雑貨などに，幅広く用いられている。

### 架橋高発泡ポリエチレンシートのイメージ

架橋高発泡ポリエチレンシート



加工業者らが各種製品へ加工

<加工例>



鋼材にはり付けた長尺屋根



パイプカバー等



水泳用ビート板

## 2 最近の価格カルテル事件

件名 措置年月日	内 容
平成21年（措）第5号 日本通運(株)ほか11社 に対する件 平成21年3月18日	国際航空貨物利用運送業務の運賃及び料金について、荷主向け燃油サーチャージ、一定額以上のAMSチャージ、一定額以上のセキュリティーチャージ及び一定額以上の爆発物検査料を荷主に対し新たに請求する旨を合意していた。
平成21年（措）第4号 (株)シラカワほか2社 に対する件 平成21年3月17日	直接又は特定販売業者を通じて需要者に販売する東北地区に所在する縫製工場等向け工業用マシン系の需要者渡し価格について、平成17年4月21日以降遅くとも同年5月21日までの受注分から、現行価格より10パーセント以上引き上げることを合意していた。
平成21年（措）第1号 積水化学工業(株)ほか 1社に対する件 平成21年2月18日	塩化ビニル管及び塩化ビニル管継手について、 ① 平成16年3月1日受注分から、塩化ビニル管の出荷価格については現行価格から15パーセント以上、塩化ビニル管継手の出荷価格については現行価格から10パーセント以上引き上げること等 ② 平成16年10月1日出荷分から、塩化ビニル管の出荷価格については現行価格から10パーセント以上、塩化ビニル管継手の出荷価格については現行価格から8パーセント以上引き上げること等 ③ 平成17年10月11日ころ出荷分から、塩化ビニル管の出荷価格については現行価格から8パーセント以上、塩化ビニル管継手の出荷価格については現行価格から5パーセント以上引き上げること等 ④ 平成18年6月21日出荷分から、塩化ビニル管の出荷価格については現行価格から15パーセント以上、塩化ビニル管継手の出荷価格については現行価格から10パーセント以上引き上げること等のクボタシーアイ(株)の価格引上げ方針に沿って出荷価格を引き上げること を合意していた。
平成20年（措）第20号 シャープ(株)ほか1社 に対する件 平成20年12月18日	任天堂(株)が製造販売する「ニンテンドーDS Lite」と称する携帯型ゲーム機の表示画面に用いられるTFT液晶ディスプレイモジュールの平成19年第一四半期受注分の任天堂(株)に対する販売価格について、(株)日立ディスプレイズが平成18年9月11日ころに任天堂(株)に対して提示した価格を目途とする旨の共通の意思を形成していた。
平成20年（納）第62号 シャープ(株)に対する件 平成20年12月18日	任天堂(株)が製造販売する「ニンテンドーDS」と称する携帯型ゲーム機の表示画面に用いられるTFT液晶ディスプレイモジュールの平成17年度下期受注分の任天堂(株)に対する販売価格について、現行価格から100円を超えて下回らないようにする旨の共通の意思を形成していた。
平成20年（措）第12号 JFEスチール(株)ほか 1社に対する件 平成20年6月4日	国、地方公共団体等が発注する建設工事を請け負う建設業者が同工事に使用する鋼管杭について、 ① 平成16年4月契約分から、1キログラム当たりのベース価格を、建設業者の区分ごとに設定した特定の価格以上とすることにより、建設業者向け販売価格を現行価格から引き上げること ② 平成17年4月契約分から、1キログラム当たりのベース価格を、建設業者の区分ごとに設定した特定の価格以上とすることにより、建設業者向け販売価格を現行価格から引き上げること を合意していた。

件名 措置年月日	内 容
平成20年（措）第13号 JFEスチール(株) に対する件 平成20年6月4日	<p>国、地方公共団体等が発注する建設工事を請け負う建設業者が同工事に使用する鋼矢板について、</p> <p>① 平成16年4月契約分から、1キログラム当たりのベース価格を、全国規模で営業を展開する建設業者向けについては75円以上と、それ以外の建設業者向けについては77円以上とすることにより、建設業者向け販売価格を現行価格から引き上げること</p> <p>② 平成17年4月契約分から、1キログラム当たりのベース価格を、全国規模で営業を展開する建設業者向けについては77円以上と、それ以外の建設業者向けについては79円以上とすることにより、建設業者向け販売価格を現行価格から引き上げること</p> <p>を合意していた。</p>
平成20年（措）第5号 (株)興人ほか1社 に対する件 平成20年3月28日	<p>ポリプロピレン製シュリンクフィルムの出荷価格について、</p> <p>① 平成16年4月上旬ころ出荷分又は契約分から、現行価格より1cc当たり3銭を目途に引き上げること等</p> <p>② 平成17年10月上旬ころ出荷分又は契約分から、現行価格より1cc当たり3銭を目途に引き上げること</p> <p>③ 平成18年9月下旬ころ出荷分又は契約分から、現行価格より1cc当たり3銭を目途に引き上げること</p> <p>を決定していた。</p>

### 3 参照条文

#### ○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

##### 【定義】

##### 第二条

- ⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

##### 【私的独占又は不当な取引制限の禁止】

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

##### 【排除措置】

##### 第七条

- ② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から三年を経過したときは、この限りでない。

##### 【課徴金】

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会

は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の対価に係るもの
- 二 （略）

※ ただし、平成十七年改正法附則第五条（課徴金に関する経過措置）の規定により、違反行為のうち施行日前に係るものについての「課徴金の額の計算」については、改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）の規定による。

**平成十七年改正法附則（抄）**  
**（課徴金に関する経過措置）**

**第五条**

2 前条第二項に規定する違反行為について新法第五十条第六項において読み替えて準用する新法第四十九条第五項の規定による通知をする場合において当該違反行為が施行日前に開始され、施行日以後になくなったものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものについての課徴金の額の計算（売上額に乗ずる率に限る。）については、なお従前の例による。

**旧法の規定**

**【課徴金】**

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の六（小売業については百分の二、卸売業については百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

#### 4 課徴金制度の概要

##### (1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2①。ただし、平成17年改正法附則第5条②の規定により、違反行為のうち施行日前に係るものについての「課徴金の額の計算（売上額に乗ずる率に限る。）」については、旧法の規定による。）。

（注）カルテル・談合をした会社が課徴金納付命令を受ける前に合併により消滅した場合は、合併後存続し、又は合併により設立された会社に課徴金の納付を命ずる（第7条の2⑱）。

##### (2) 課徴金額の計算

ア カルテル・談合の実行期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額を基に、事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

課徴金額	＝	カルテル・談合の実行期間中の 対象商品又は役務の売上額	×	課徴金算定率
------	---	--------------------------------	---	--------

（注）課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2①）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の2⑲）。

##### イ 課徴金算定率（（ ）内は、旧法の規定による課徴金算定率。）

業 種	大企業			中小企業		
		早期解消	再度の違反		早期解消	再度の違反
製造業等	10% (6%)	8%	15%	4% (3%)	3.2%	6%
小 売 業	3% (2%)	2.4%	4.5%	1.2% (1%)	1%	1.8%
卸 売 業	2% (1%)	1.6%	3%	1% (1%)	0.8%	1.5%

- （注）1 早期解消の課徴金算定率は、調査開始日の1か月前の日までに違反行為をやめ、かつ、違反行為に係る実行期間が2年未満である事業者に対して適用される。ただし、当該事業者が再度の違反事業者である場合には適用されない（第7条の2⑤）。
- 2 再度の違反の課徴金算定率は、調査開始日からさかのぼり10年以内に課徴金納付命令（当該命令が確定している場合に限る。）等を受けた事業者に対して適用される（第7条の2⑥）。
- 3 違反事業者が、同一事件について、罰金の刑に処する確定裁判を受けたときは、課徴金額（課徴金減免制度の適用を受ける場合は、減額後の課徴金額）から、罰金額の2分の1に相当する金額が控除される（第7条の2⑭）。ただし、課徴金額が罰金額の2分の1に相当する金額を超えないとき、又は課徴金額から罰金額の2分の1に相当する金額を控除した後の金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2⑮）。

##### (3) 課徴金減免制度

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の2⑦～⑨）。

- |   |   |        |
|---|---|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①調査開始日前の1番目の申請者 = 課徴金納付を免除</li> <li>②調査開始日前の2番目の申請者 = 課徴金額を50%減額</li> <li>③調査開始日前の3番目の申請者 = 課徴金額を30%減額</li> <li>④調査開始日以後の申請者 = 課徴金額を30%減額</li> </ul> | } | 合計3社まで |
|---|---|--------|

（注）課徴金納付命令等がなされるまでの間、公正取引委員会の求めに応じ、違反行為に係る事実の報告等を追加して行わないとき等においては、課徴金の減免を受けることはできない（第7条の2⑪・⑫）。